

質問に対する回答について

令和8年7月22日現在

No.	質問内容	回答
1	賃貸借契約約定（長期継続契約）（案）第5条「契約物件の納入」において、「天災地変その他受注者の責に帰すことができない事由の場合、受注者はその責任を免れる」とありますが、世界的なメモリーや半導体不足により電子機器の納期が長期化しておりますが、世界情勢等により納期遅延となった場合はリース期間や開始日について協議可能であり、受注者は責を免れる認識でよろしいか。	契約締結後に発生した事由について、事業者の責に帰すことができない合理的な理由がある場合には、別途協議を行うこととします。
2	入札及び契約保証金免除のため、契約実績等を証明する資料の提出は必要か。	契約実績等を証明する資料の提出は不要です。